

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和7年10月30日

全日本軟式野球連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jsbb.or.jp/outline/governancecode/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) (2) 中長期計画の策定および公表には至っていない。 (策定・公表に至らなかった理由) 2024年までの中長期計画「新世紀戦略事業推進方策2020」を策定したが、本連盟を取り巻く環境をはじめ、スポーツ界全体の環境の変化により、対応すべく課題の見直しを図る必要性が判明し、その検討、対応に要する時間が必要であるため。 (達成目標時期) 2026年4月までに重点課題の骨子について、理事会承認を得る予定。その後担当委員会にて、精査、検討し、2026年7月までに策定、公表の予定。	なし
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材採用および育成に関する計画策定には至っていない。これまで採用に関しては、予算確保の観点からも欠員補充のみとなっており、当連盟と支部との関係性、競技の性質を理解し、業務を遂行できる人材を主に紹介等により採用を行い都度、補充を行っている。組織強化を図るにあたり採用・育成計画を策定する必要はあると考えるが、現時点では難しいと言わざるを得ない。 (2) 計画を策定した際には、公表することとする。 (3) 策定にあたっては、担当委員会で担当し、理事会承認を得ることとする。	なし
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 事業年度ごとの財務に関しては、理事会および評議員会で審議、承認を行いHPで公開を行っている。財政基盤である会費収入面において、2025年度より会費徴収を完全システム化を導入したが、現場混乱が大きく現状では昨年比大幅減の状況である。このことが大きく影響し、中期的計画が策定しづらい状況である。2026年度中に策定することとする。 (2) 中長期的な財務の見通しについて、①大会・講習会に係る事業費の見直し②個人登録制導入後の会費収入の変動に対応する財政基盤の強化について継続検討を行い、中長期計画に盛り込むものとしている。	公式サイト https://jsbb.or.jp/outline/report/

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の目標割合は、25%以上に設定している。2025年10月現在で、外部理事割合は、25%（20名中5名）であり目標を達成した。 (2) 女性理事の目標割合は、40%以上に設定している。2025年10月現在で、女性理事割合は、20%（20名中4名）であり目標達成には至っていない。 ・2026年役員改選時、目標達成（外部25%、女性40%）すべく現在理事会にて対応を行っている。	・2024.2025年度役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1) 外部評議員の目標割合は、5%以上に設定している。2025年10月現在で、5.4%（56名中3名）であり目標を達成している。 (2) 女性評議員の目標割合は、5%以上に設定している。2025年10月現在で、5.4%（56名中3名）であり目標を達成している。	・2024年～2027年度評議員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会を連盟内に設置し、年1回以上の委員会開催を行っている。 令和7年度アスリート委員会：4月22日(火)開催 (2) 委員会構成について、本連盟競技会の種別、年齢層、性別など多岐に渡ることから、バランスに留意し、委員会所掌を踏まえて人選を行っている。（男性7名、女性1名） (3) アスリート委員会委員長および委員1名は理事を兼ねている。	・アスリート委員会議事録 ・アスリート委員会名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 理事定数の20名で理事会運営を行っている。理事会のもとに14委員会、1部会を設置し、全ての委員会・部会に理事を配置し適正な規模として運営を行っている。	・2024年.2025年度役員名簿 ・委員会、部会構成員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 理事の就任時の年齢は、75歳未満に制限している。外部理事の例外に関しては、現状設置をしていない。	・2024年.2025年度役員名簿 ・役員の年齢に関する内規 ・役員の選任に関する規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 会長及び役員予定者の推薦に関するガイドラインにおいて、会長及びブロック推薦理事について理事の在任期間は、連続して10年を超えないこと、最長期間に達した者の再任には4年間の経過措置を必要とすることを規定している。 ・外部理事についても在任期間は、内部理事と同様の取り扱いをしている。 【例外措置または小規模団体配慮措置】	・会長及び役員予定者の推薦に関するガイドライン
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員の選任に関する規程第6条に、役員候補者選定委員会が理事会から独立した諮問委員会であり、構成員を監事1名、評議員2名、顧問弁護士1名、外部有識者1名とすることとし運用している。	・役員の選任に関する規程 ・役員候補者選定委員会名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 定款を基本とし、必要な規程を整備している。特に倫理・コンプライアンス方針、倫理規範、懲罰規程、内部通報規程、利益相反ポリシーを整備している。	・定款 ・連盟規程 ・競技者規程細則 ・倫理・コンプライアンス方針 ・倫理規範 ・懲罰規程 ・内部通報規程 ・利益相反ポリシー ・服務規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 定款をはじめ必要な規程を整備している。	・定款 ・連盟規程 ・連盟規程細則 ・加盟団体規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 事務局規程をはじめ、各種規程を整備している。	・事務局規程 ・委員会規程 ・経理規程 ・個人情報保護規程 ・リスク管理規程 ・テレワーク勤務規程 ・テレワーク勤務時ににおける情報セキュリティガイドライン ・競技者規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 役職員の報酬等に関する規程を整備している。	・役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規程 ・役員等旅費規程 ・事務職規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 定款第3章（第5条から第12条）で当連盟の財団及び会計に定める他、法人の財産に関する規程を整備している。	・定款 ・経理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 加盟団体規程第9条(分担金)において、加盟団体の分担金納入を明示し、尚且つ、一般会員の登録に関する規程第5条(登録料)の納入を明示している。また、個人登録料納入に関して、連盟規程第12条(登録料)の納入を明示している。	・定款 ・連盟規程 ・加盟団体規程 ・一般会員の登録に関する規程 ・公認指導者制度運営要領
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) (2) (3) 日本代表選考規程を整備し、本規程に必要要件を含んでいる。	・日本代表選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 公認審判員に関する規程および公認審判員の組織的な運営に関する規則を整備している。	・公認審判員に関する規程 ・公認審判員の組織的な運営に関する規則
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 法律相談の全般として、法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 (2) 財務会計部門において、監査法人との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	・法律事務所との顧問契約書 ・監査法人とも監査契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) 倫理コンプライアンス委員会を設置しており、2025年度は、通報事案に対する処分案検討を行った。(4月1日開催) また、定期的に委員長および委員とのメール連絡により通報案件、その対応に関する情報交換を行っている。	・倫理コンプライアンス委員会規程 ・倫理規範 ・倫理コンプライアンス方針 ・懲罰規程 ・処分基準 ・再教育プログラム ・委員会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 倫理コンプライアンス委員会は、顧問弁護士1名、理事3名（うち1名が弁護士）、評議員2名で運用を行っている。	倫理コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 2025年度研修会は、2025年1月31日に「競技者対象コンプライアンス研修会」を開催し、役職員に対しては、特に関係性と重要度から倫理コンプライアンス委員会、競技運営委員会、審判技術委員会委員に限定し、また職員を含め参加した。役職員は、合計28名が受講した。	・競技者対象コンプライアンス研修会開催要項 ・参加者名簿
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 2025年度研修会として、2025年1月31日「競技者対象コンプライアンス研修会」を開催した。対象は初年度の対応として、一般部とし、前年の本連盟主催大会出場チーム（天皇賜杯大会）ならびに都道府県支部所属の1チームの監督を対象として実施した。チーム関係受講者は95名となった。次年度は学童部を対象に開催予定としている。	・競技者対象コンプライアンス研修会開催要項 ・参加者名簿
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 2024年12月21日、22日に「全国審判技術指導員コンプライアンス研修会」を開催した。都道府県支部において指導的立場にある審判員123名の参加となった。	・全国審判技術指導員コンプライアンス研修会開催要項 ・参加者名簿
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けとができる体制を構築すること	当連盟には、顧問弁護士、顧問税理士、監査人としての公認会計士と契約を締結し、常に法務、会計面で相談できる体制を整備している。	・法律事務所との顧問契約書 ・監査法人との監査契約書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 連盟監事監査とは別に任意で外部監査人を置いており、常に指摘や助言を受けている。 (2) 役員の選任に関する規程において、監事2名について、1名はブロック推薦、1名は理事会推薦とし専門知識を有する監事の登用としており、2024年改選で1名を有識者の外部人材（弁護士）を登用した。2025年2月改選時も同様の対応を行う予定としている。	・2024年.2025年度役員名簿 ・独立監査人による監査報告書 ・役員の選任に関する規程 ・内部監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に關し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国や助成元における要項等の定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。また、当連盟関連規程の定めに基づき、手続きや科目等適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。さらに補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合は懲罰規程の定めにより、懲戒処分の対象としている。 (2) 倫理規範において、適正な経理処理ならびに不正な利益の収受の禁止を遵守事項として定めている。	・補助金等の交付に関する規則 ・倫理規範 ・懲罰規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 法令で定められている定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、財務諸表、監査報告書、役員名簿は、事業所に常備し、閲覧できる状況を整えている他、公式HPでは、各種規程についても開示している。 https://jsbb.or.jp/outline/report/ https://jsbb.or.jp/outline/regulations/	・2025年度事業計画 ・2025年度収支予算 ・2024年度事業報告 ・2024年度決算報告
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 代表選手（チーム）の選考は、侍ジャパンとの関係があり、広く登録チームの選手が応募できるよう、デジタルトライアウト、地区別の最終選考を行い公平性を保ち、かつ、選考結果については侍ジャパンサイトで公表している。	・日本代表選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を公開している。 https://jsbb.or.jp/outline/governancecode/	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。 (2) 倫理規範に私的利得の禁止等が規定されており、違反者に対しては、懲罰規程により懲罰の対象とすることができる仕組みとしている。	・利益相反ポリシー ・倫理規範 ・懲罰規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを策定し、利益相反を適切に管理している。	・利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報窓口を公式HPに設置し、周知を行っている。 https://jsbb.or.jp/compliance/ (2) 内部通報規程に基づき、対応を行っている。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取り扱いについて、内部通報規程を設け、情報管理を徹底している。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない条項を内部通報規程で規定している。	・内部通報規程 ・教育啓発資料 起こり得るハラスメント
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報窓口は、弁護士が対応し、倫理コンプライアンス委員会と連携し、運用している。	・内部通報規程 ・通報窓口フロー

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度における違反行為、懲罰が適用される対象、懲罰の種類、懲罰の手続きは懲罰規程に定めている。 (2) 懲罰規程を公式サイトに掲載し、周知している。 (3) 調査対象者に対し事前に弁明の機会を与える条項を懲罰規程で定めている。 (4) 懲罰規程にて、処分結果を処分対象者に対し、処分の内容、処分の対象となる違反行為に係る事実、処分の理由を規定し、不服申立については、連盟規程にてスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法及び手続きの期限等を通知すると規定している。	・懲罰規程 ・連盟規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲罰規程において、処分審査は倫理コンプライアンス委員会にて調査を行い、理事会において処分決定すると規程している。倫理コンプライアンス委員会規程では、最低1名は、本連盟に法務サポートを日常的に実施している弁護士とし、中立性及び専門性の確保に留意している。	・2024年.2025年度役員名簿 ・倫理コンプライアンス委員会規程 ・倫理コンプライアンス委員会名簿 ・懲罰規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	連盟規程第28条（不服の申立）で、連盟のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により不服申立が解決されると規定している。	・連盟規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	懲罰規定第9条第2項において、処分内容を通知する際に、併せて本連盟規程第28条に定める日本仲裁機構によるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法及び手続きの期限等を通知すると規定している。	・懲罰規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 加盟団体及び各種事業参加者の人命保護、安全確保、被害の拡大防止を主旨とした危機管理マニュアルを策定している。 (2) 自然災害対処のための会館防災マニュアルを策定している。 (3) 不祥事対応の一連の流れについては、内容が不十分であるため、2026年度中に整備予定している。	・JSBB危機管理マニュアル ・軟式野球会館防災マニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事発生の際の事実調査、原因究明、責任者の処分等については懲罰規程で規定している。その他、処分基準、再教育プログラムを実施している。	・懲罰規程 ・連盟関係者の処分基準 ・競技者等の処分基準 ・再教育プログラム
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	対応委員会として、倫理コンプライアンス委員会としている。倫理コンプライアンス委員会の構成員は、原則4（2）の通り、顧問弁護士および理事（弁護士）の計3名を含み構成している。	・倫理コンプライアンス委員会名簿
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 現行の加盟団体規程では、加盟団体の遵守事項、加盟団体の権限および本連盟の監督内容を規定している。本年度より競技者の登録制度を変更したことを受け、加盟団体規程の見直しを行っている。主な内容は、個人登録制導入による登録料の条項の設置となるが、導入時の混乱もあり、状況を考慮しつつ、現在までに改訂に至っていない。2026年度の改訂を予定している。 (2) 都道府県支部の法人化を推進し、現在47支部中20支部が法人格を有している。なお、支部を統括する地区連盟（ブロック）は、9ブロック中1ブロックが法人格を有している。法人化の目的は、財政基盤の安定の他、社会的信用の確保としている。	・加盟団体規程 ・支部法人化一覧
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 2025年1月31日開催の「競技者対象コンプライアンス研修会」は、大多数が都道府県支部役員を兼ねている本連盟各委員会委員（倫理コンプライアンス委員会、競技運営委員会、審判技術委員会）を参加対象とし、各支部への情報提供および指導が可能な体制の対応を行った。また公式サイト上での情報発信を行っている。	